

税務手続の電子化に係る今後の取組・課題等（主なもの）

1. 税務手続のデジタル化（個人）

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
スマートフォン・タブレットによる電子申告	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンなどに最適化したデザインの画面（スマホ専用画面）を導入。対象は、年末調整済みの給与所得者で、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除に係る還付申告をされる方【平成31年1月～】 ・スマートフォンで作成した申告書は、税務署員との対面により本人確認を行った上で交付されたID・パスワードによるe-Tax送信が可能【平成31年1月～】 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホ専用画面の利用可能対象者を、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得のある方などにも拡大（所得控除には、基本的にすべて対応）【令和2年1月～】 ・マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォン（Androidのみ）を利用し、マイナンバーカードの電子証明書を用いたe-Tax送信を可能とする。【令和2年1月～】 （注）iPhoneについては、早期対応に向け関係機関と協議中 ・源泉徴収票の電子交付を促進しつつ、書面で交付されたものへの対応として、更なる利便性向上のため、「源泉徴収票等をスマホのカメラで撮影し、確定申告書等作成コーナーに自動入力できる機能」の開発について、技術的な課題も含めて検討【令和4年1月～（予定）】

※ 本資料に掲載の各施策の内容や実施時期は、検討中のものや制度改正・予算措置が必要なものも含まれているため、今後変更する可能性がある。

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
<p>年末調整手続の簡便化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員は、保険会社等から保険料控除証明書等を書面で受領し、保険料控除申告書等（書面）を作成 ・勤務先は、従業員から提出された控除申告書等（書面）の検算・保管に事務負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員は、保険会社等から電子的に交付された保険料控除証明書等を、勤務先に対して電子提出が可能（平成30年度改正）【令和2年10月～】 ・勤務先は、検算・保管の事務負担が軽減 ・電子的に交付された控除証明書等を利用し、簡便・正確に控除申告書（データ）を作成するため、従業員向けに「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」を提供予定【令和2年10月～】 ・控除証明書等情報を年末調整で利用できるよう、控除関係機関（保険会社等）が当該情報をマイナポータルに通知する。 【順次実施（控除関係機関（保険会社等）との協議必要）】

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
<p>マイナポータルを活用した確定申告の簡便化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税者は、控除関係書類を書面で收受し、確定申告書を作成 ・ 一定の控除関係書類（医療費通知、生命保険料控除証明書等）のデータについて、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で取り込む（申告書に自動入力する）ことが可能 【平成 30 年 1 月～】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定口座年間取引報告書についても、「確定申告書等作成コーナー」で取り込む（申告書に自動入力する）ことを可能とする。【令和 2 年 1 月～】 ・ 「確定申告書等作成コーナー」とマイナポータルを連携（控除関係書類のデータをマイナポータル経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力する機能を開発予定）【令和 3 年 1 月～】 <p>※ 控除関係書類データが発行者（医療保険者等）から納税者に対して電子的に交付されることが前提 ⇒ 控除関係書類データの電子交付の普及促進が必要</p> <p>※ 控除関係書類データの電子交付は、各発行者のホームページにログインしてダウンロードする形式や、電子メールの送受信により行われている。 ⇒ それらのデータをマイナポータルに集約した上、「確定申告書等作成コーナー」と連携（自動入力）する仕組みが必要併せて、収入関係のデータについても同様の仕組みの検討が必要</p>

2. 税務手続のデジタル化（法人）

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
申告データの円滑な電子提出のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の電子申告の際の認証手続の簡便化【平成 30 年 4 月～】 ・ イメージデータで送信された添付書類の紙原本の保存不要化【平成 30 年 4 月～】 ・ 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式の柔軟化【令和元年 5 月～】 ・ e-Tax の送信容量の拡大【平成 31 年 1 月～】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表についても、データ処理の円滑化の観点からデータ形式を柔軟化【令和 2 年 4 月～】 ・ 添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）【令和 2 年 4 月～】 ・ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化【令和 2 年 4 月～】 ・ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除【令和 2 年 3 月～】
企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化	<p><法人設立オンライン・ワンストップ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人設立にあたり、国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記後の手続のオンライン・ワンストップ化を実現【令和元年度中】 ・ 登記手続も含め、全手続のオンラインワンストップ化を実現【令和 2 年度中】

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
<p>企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化 (つづき)</p>	<p>＜企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ＞ ・税、年金等の手続を個別に実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ロードマップ（※）を踏まえ、国税については、青色事業専従者給与に関する届出書等の9手続についてワンストップ化を実現する。【令和2年11月～】 ・「最終整理」（※）においては、クラウドを活用したワンズオンリー化や、BPRを含めた企業保有情報の新しい提出方法（例えば、クラウドに保管されている情報を各行政機関がデータ参照する仕組み）に係るシステム構築計画を推進することを検討することとされており、これらの仕組みが構築されることを前提に税務手続についても活用を検討。【令和3年度後半以降～】 <p>（※）「最終整理」とは、「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理（2019年（平成31年）4月18日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」をいい、「ロードマップ」とは、当該「最終整理」の別添資料をいう。</p>

3. 税務相談の効率化・高度化、税務署窓口のスマート化

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
チャットボットの導入	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な税務相談（一般相談）については、電話相談センターで集中的に対応しているほか、国税庁HPのタックスアンサー等から情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 国税庁HPへチャットボットを試験導入し、給与所得者及び年金受給者の確定申告に係る簡易な質問への対応や、税務署の所在地などの案内に対応【令和元年度中】 相談事例の蓄積・学習を繰り返しながら、順次対応範囲を拡大【令和2年度中】
納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ダイレクト納付における複数金融機関の口座登録を可能化【平成30年1月～】 QRコードを利用したコンビニ納付の導入【平成31年1月～】 	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュレス納付の推進（窓口納付の縮減）に向け、①積極的な利用勧奨・広報周知、②既存納付手段の改善（ダイレクト納付及び振替納税の届出の電子化等）、③情報技術の今後の動向を見据えた新たな納付手段の提供（多様化）に取り組む。【順次実施（詳細は別添）】 <p>（参考）「未来投資戦略2018」において、「キャッシュレス決済比率について、平成39年（注：令和9年）までに4割程度とすることを目指しつつ、さらに将来的には世界的にも遜色のない比率とする」とされていることを踏まえ、令和7（2025）年までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指す。</p>

キャッシュレス納付の推進に向けた今後の取組

～スマート、スムーズ、スピーディな国税の納付を目指して～

現状と課題

- 国税の納付については、現状、全体の4分の3が金融機関や税務署の窓口で行われている。
- 納税者の利便性を向上させるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付を推進していく必要。

(参考) 国税の納付件数(手段別内訳: 平成30(2018)年度実績)



*「キャッシュレス納付」とは、現金(紙幣・硬貨)を使用しない納付方法を意味し、振替納税・ダイレクト納付・電子納税・クレジットカード納付の合計を指す。

中長期的な目標

納税者が税務署等の窓口に行くことなく、自宅や事業所で、スマート、スムーズ、スピーディに、納付できる姿
⇒ **令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付比率4割程度**を目指す



具体的な取組

利用勧奨、広報・周知

- ・官民連携による周知強化
- ・関係団体等と協力したダイレクト納付利用の働きかけ(注)

既存の納付手段の改善

- ・ダイレクト納付及び振替納税の届出の電子化

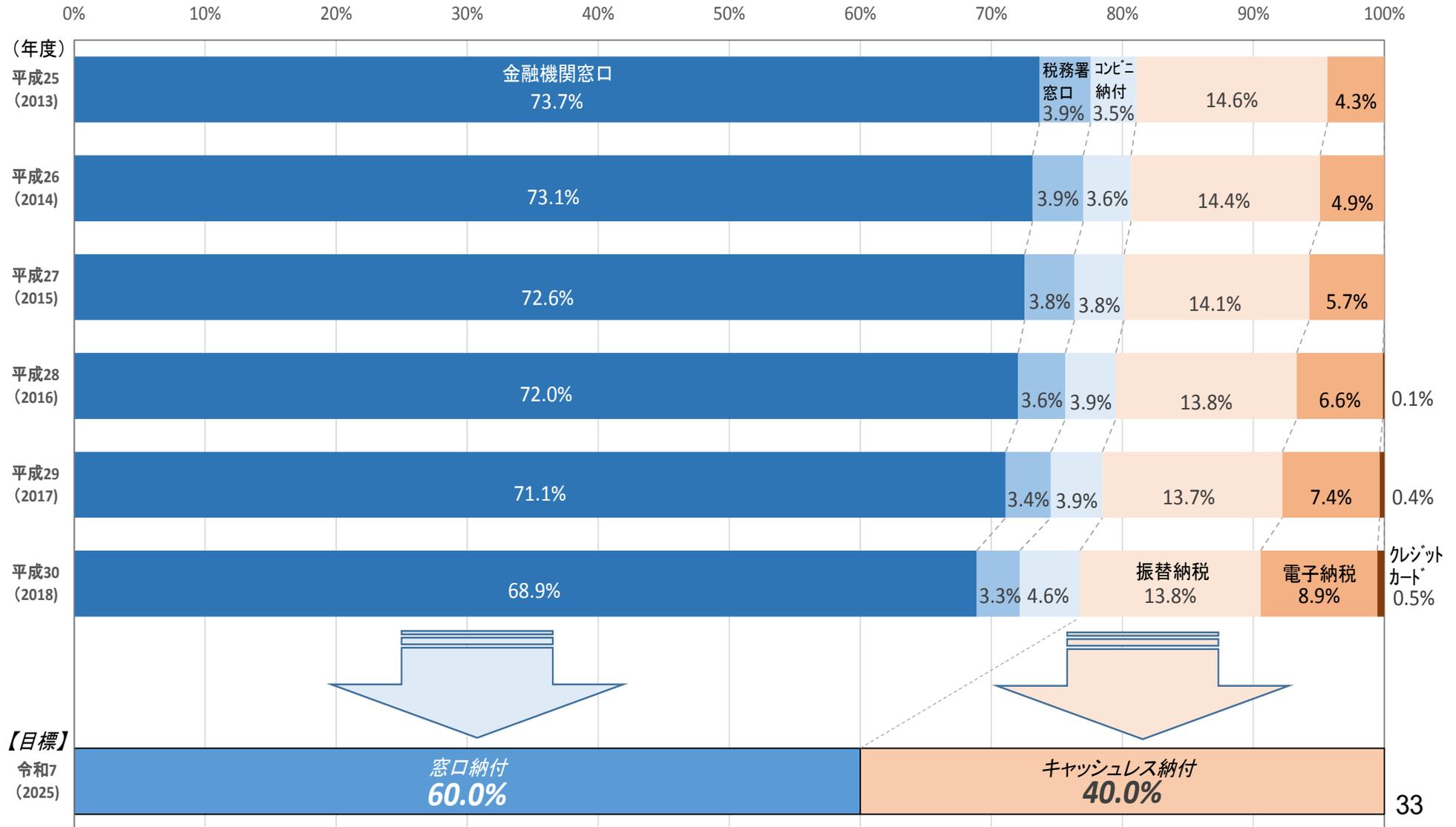
新たな納付手段の提供(多様化)

- (技術動向の今後の動向を見据えた)
- ・新たな決済手段の活用

(注) 地方税共通納税システムが導入予定(令和元(2019)年10月～)。

納付手段別納付割合の推移等

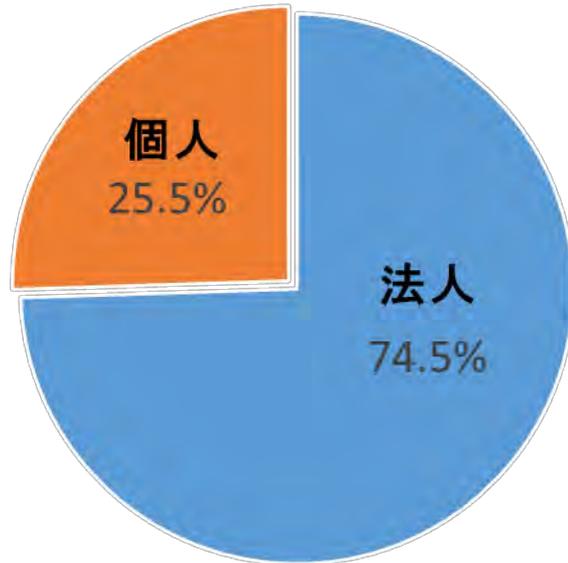
電子納税等(キャッシュレス納付)の割合は着実に増加しており、令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指す



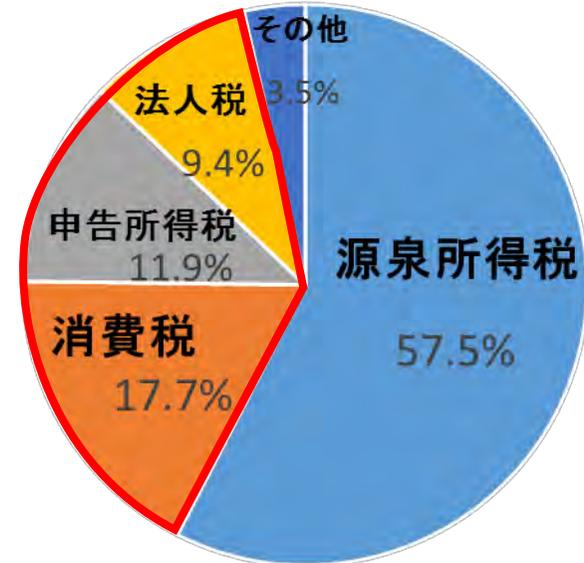
金融機関・税務署での窓口納付の概況

窓口で納付している納税者の電子申告割合は高く、納付も電子納税等(キャッシュレス納付)が行われるよう、
 ①利用勧奨、広報・周知、②既存の納付手段の改善、③新たな納付手段の提供(多様化)を推進。

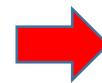
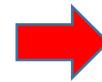
<人格別>



<税目別>



人格	電子申告割合 ^(注1、2)
法人 (消費税、法人税)	74.8%
個人 (消費税、申告所得税)	47.2%



税目別	電子申告割合 ^(注1、2)
法人税	75.6%
消費税(法人)	74.2%
申告所得税	44.7%
消費税(個人)	55.6%

(注1) 窓口納付件数のうち、電子申告利用者の割合であり、平成29年度における納付実績と申告実績(平成31年4月末時点)をマッチングさせ算出した推計値(書面申告と電子申告の両方を行っていた場合等の調整は行っていない)。

(注2) 源泉所得税は、納付時に所得税徴収高計算書の提出も併せて行うことから、窓口納付分は全て書面によるものである。